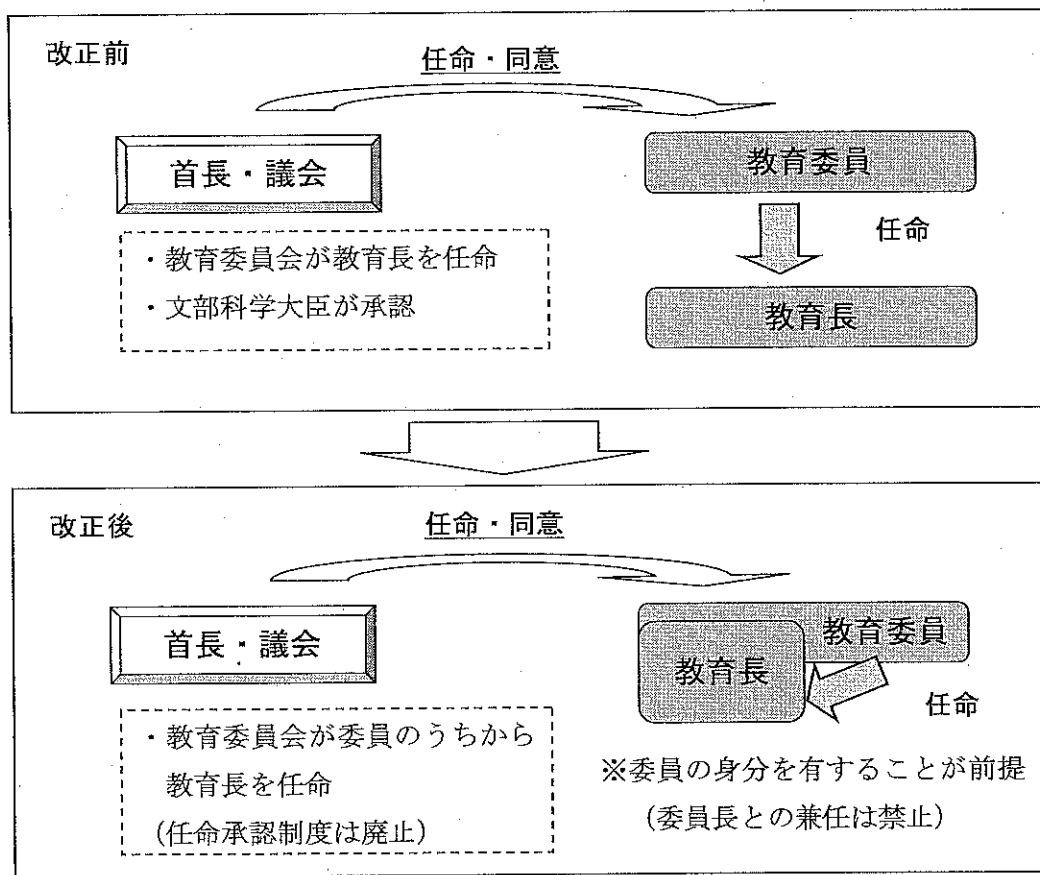


# 教育長の地位・職務等について

## 1 教育長の地位

- 地教行法に基づく必置の職
- 議会の同意を得て知事が任命した教育委員（特別職）のうちから、教育委員会によって任命
- 一般職（教育長）と特別職（教育委員）の性格をもつ

<地方分権一括法による改正（平成 11 年）> ※都道府県の場合



## 2 教育長の職務

- 教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる
- 教育長は、教育委員会の権限に属する事務について、広範な委任を受けている

## 3 教育長の給与・勤務条件

- 給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職職員とは別個に、条例で定めることとされている

## ▼ 教育長の地位・職務等

### 1 教育委員会の職務権限

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第23条)

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 2 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- 3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 4 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 7 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 8 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 9 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 10 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 11 学校給食に関すること。
- 12 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 13 スポーツに関すること。
- 14 文化財の保護に関すること。
- 15 ユネスコ活動に関すること。
- 16 教育に関する法人に関すること。
- 17 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 18 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 19 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

### 2 教育長の地位

- 教育委員会には、事務局とは別個に、特に教育長を取り出して、「教育委員会に教育長を置く。」と定められている(「地教行法第16条第1項及び第18条第1項」)。
- 教育長は、議会の同意を得て、地方公共団体の長が任命した教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会によって任命され、委員としての任期中在任するものであり、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものと定められている(地教行法第16条第2項から第4項)。
- 教育長は、一般職に属する地方公務員であるが(昭和26年行政実例)、教育委員としての特別職の性格も有するものである。

### 3 教育長の職務

- 教育長は、「教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」とともに、教育行政の専門家として、「教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する」ものと定められている（地教行法第17条第1項及び第2項）。
- 教育長は、教育委員会の権限に属する事務について、広範な委任を受けている（地教行法第26条第1項及び高知県教育委員会事務委任規則第2条）。
- 教育長は、教育委員会の事務局に置く職員の任命に関して、教育委員会に対する推薦権を有するほか、教育委員会の事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する権限と責任を有している（地教行法第19条第7項及び第20条第1項）。
- 教育委員会の職務権限として具体的に列挙されている事項は、すべて教育長を通じて行われることとなり、教育長は、教育委員会が大局的に樹立した基本方針を具体的に執行していく役割を担うこととなる。

### 4 教育長の給与、勤務条件

- 教育長の地位・職務からして、教育長は、教育委員としての「人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見がある」という以外に、行政事務の処理に理解と経験を有する者であることを要し、その人選に際しては、適切を期し、広く人材を求める必要がある。
- そのため、教育長は一般職ではあるが、「給与、勤務時間その勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める」とこととされている（教育公務員特例法第16条）。
- 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年条例第12号）
  - ・ 常勤の特別職の職員並びに教育長の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるもの（他の一般職に属する職員とは別個の条例）。
- 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年条例第31号）
  - ・ 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関するもの（他の一般職に属する職員とは別個の条例）。
- 職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第59号）
  - ・ 一般会計又は特別会計の歳出予算によって給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）が支給される職員（知事、副知事、地方公営企業法第15条第1項の企業職員及び技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条に規定する職員を除く）の退職手当に関する事項を定めるもの（他の一般職に属する職員と同一の条例）。

※ 退職手当については、他の一般職に属する職員と同一の条例で定めている。

● 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（任命）

第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

（兼職禁止）

第六条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

（教育長）

第十六条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第六条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第二十七条、第二十八条及び第二十九条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

（教育長の職務）

第十七条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、委員として第十三条第五項ただし書の規定の適用があるものとする。

（事務局）

第十八条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

（指導主事その他の職員）

第十九条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3～6 略

7 第一項及び第二項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

（教育長の事務局の統括等）

第二十条 教育長は、第十七条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

（事務の委任等）

第二十六条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

（教育機関の設置）

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

● 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）

（教育長の給与等）

第16条 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで（条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は、適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。

● 高知県教育委員会事務委任規則（平成4年3月3日教育委員会規則第1号）

（委任事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の基本方針を決定すること。
- (2) 教職員の人事に関する基本方針を決定すること。
- (3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。
- (4) 告示を行うこと。
- (5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。
- (6) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。
- (7) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。
- (8) 教育長の任免その他の進退を行うこと。
- (9) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員並びに県費負担教職員の任免その他の進退を行うこと。
- (10) 退職手当管理機関として事務を行うこと。
- (11) 法令又は条例に基づく附属機関の委員を任命し、又は解任すること。
- (12) 市町村に対して是正の要求、勧告又は指示を行うこと。
- (13) 教科用図書採択地区の設定及び採択に関する基本方針の決定を行うこと。
- (14) 県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択を行うこと。
- (15) 重要な褒賞を行い、及び国又は県の行う重要な褒賞について推薦を行うこと。
- (16) 法令又は条例に基づく附属機関に対して重要な諮問を行うこと。
- (17) 教育委員会に対する不服申立てを裁決し、又は決定を行うこと。
- (18) 市町村立の高等学校、特別支援学校、各種学校及び専修学校の設置を認可すること。
- (19) 保育所を経営する社会福祉法人の定款を認可すること。
- (20) 保育所の設置を認可すること。
- (21) 学校法人（設置する学校が幼稚園のみに限る。）の寄附行為を認可すること。
- (22) 私立の幼稚園の設置を認可すること。
- (23) 認定こども園の認定をすること。
- (24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。
- (25) 知事の補助機関たる職員若しくは知事の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させること。
- (26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。
- (27) 公文書の開示等を行うこと。
- (28) 個人情報保護に関する事務を行うこと。
- (29) 特例民法法人に対して解散を命ずること。
- (30) 教育に関する公益信託の引受けを許可すること。
- (31) 教育職員免許状に関する事務を行うこと。
- (32) 技能教育のための施設を指定し、又は指定を解除すること。
- (33) 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。
- (34) 社会教育主事の資格認定を行うこと。
- (35) 高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）の規定により文化財を指定し、又は指定を解除すること。
- (36) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により史跡名勝天然記念物を仮指定し、又は仮指定を解除すること。
- (37) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項を決定すること。

○ 教育長の退職手当の全国状況の概要(平成24年12月 職員厚生課調査)

平成24年12月31日現在

1 算定方法

算定方法	団体数
給料月額×在職月数×支給割合 による算定	35
一般職の例 による算定 (高知県を含む)	12

2 支給割合別団体数 (給料月額×在職月数×支給割合 による団体)

割合 (/100)	50	40	37.5	35	34	33	30	27	26	25	20	19	計
団体数	1	1	1	3	1	1	18	2	1	3	2	1	35

全国平均	30.1
------	------

## 教育長の退職手当の算定について

平成24年12月31日現在

番号	団体名	教育長			
		算定方式	支給割合	条例上給料月額	退職手当額
1	北海道	給料月額×在職月数×支給割合	40/100	900,000	17,280,000
2	青森県	給料月額×在職月数×支給割合	35/100	820,000	13,776,000
3	岩手県	一般職の例による	一般職の例による	一般職と同じ	
4	宮城県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	860,000	12,384,000
5	秋田県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	770,000	11,088,000
6	山形県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	78.3万円の範囲内で教育委員会が定める額(69.9万円)	10,065,600
7	福島県	給料月額×在職月数×支給割合	37.5/100	890,000	16,020,000
8	茨城県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	910,000	13,104,000
9	栃木県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	840,000	12,096,000
10	群馬県	給料月額×在職月数×支給割合	35/100	930,000	15,624,000
11	埼玉県	給料月額×在職月数×支給割合(※通算して支給)	34/100	937,000	
12	千葉県	一般職の例による	一般職の例による	52万円から90万円の範囲内で教育委員会が定める額	
13	東京都	一般職の例による	一般職の例による		
14	神奈川県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	920,000	13,248,000
15	新潟県	給料月額×在職月数×支給割合	33/100	798,000	12,640,320
16	富山県	給料月額×在職月数×支給割合	25/100	850,000	10,200,000
17	石川県	給料月額×在職月数×支給割合	19/100	801,000	7,305,120
18	福井県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	890,000	12,816,000
19	山梨県	給料月額×在職月数×支給割合	27/100	790,000	10,238,400
20	長野県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	817,000	11,764,800
21	岐阜県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	800,000	11,520,000
22	静岡県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	815,000	11,736,000
23	愛知県	一般職の例による(調整額なし)	一般職の例による	921,000	
24	三重県	一般職の例による	一般職の例による	808,000(上限)	
25	滋賀県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	850,000	12,240,000
26	京都府	一般職の例による	一般職の例による	809,100	
27	大阪府	給料月額×在職月数×支給割合	20/100	840,000	8,064,000
28	兵庫県	一般職の例による	一般職の例による	930,000	
29	奈良県	一般職の例による	一般職の例による	→ H25.4.1～ 30/100 改正済み	
30	和歌山県	一般職の例による	一般職の例による	670,000	
31	鳥取県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	72.2万円を超えない範囲内で知事協議	
32	島根県	給料月額×在職月数×支給割合	26/100	775,000	9,672,000
33	岡山県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	890,000	12,816,000
34	広島県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	93.3万円以内(現在810,000)	11,664,000
35	山口県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	820,000	11,808,000
36	徳島県	給料月額×在職月数×支給割合	25/100	820,000	9,840,000
37	香川県	一般職の例による	一般職の例による	810,000	
38	愛媛県	給料月額×在職月数×支給割合	35/100	880,000	14,784,000
39	高知県	一般職の例による	一般職の例による	780,000	
40	福岡県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	880,000	12,672,000
41	佐賀県	給料月額×在職月数×支給割合	25/100	760,000	9,120,000
42	長崎県	給料月額×在職月数×支給割合	20/100	770,000	7,392,000
43	熊本県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	770,000	11,088,000
44	大分県	給料月額×在職月数×支給割合	27/100	765,000	9,914,400
45	宮崎県	給料月額×在職月数×支給割合	30/100	780,000	11,232,000
46	鹿児島県	給料月額×在職月数×支給割合	50/100	770,000	18,480,000
47	沖縄県	一般職の例による	一般職の例による	730,000	